

<対策のポイント>

米穀の適正な産地・品種表示等を確保するため、**科学的分析を活用**し、効果的・効率的な監視を実施します。

<事業目標>

食品表示の適正化（食品表示の不適正率1.0%以下〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<背景>

1. **食品の産地偽装等が散見される中**、食品表示監視業務において、消費者への影響が特に大きい米穀の**産地偽装等の取締りを実施していくことが必要**です。
2. 消費者が商品を選択する際に重要な指標である**食品表示基準が改正（令和3年7月施行）され、未検査米であっても産地・品種・産年の表示が可能となったため、科学的分析を活用し、真正性の確認を行っていくことが重要**です。

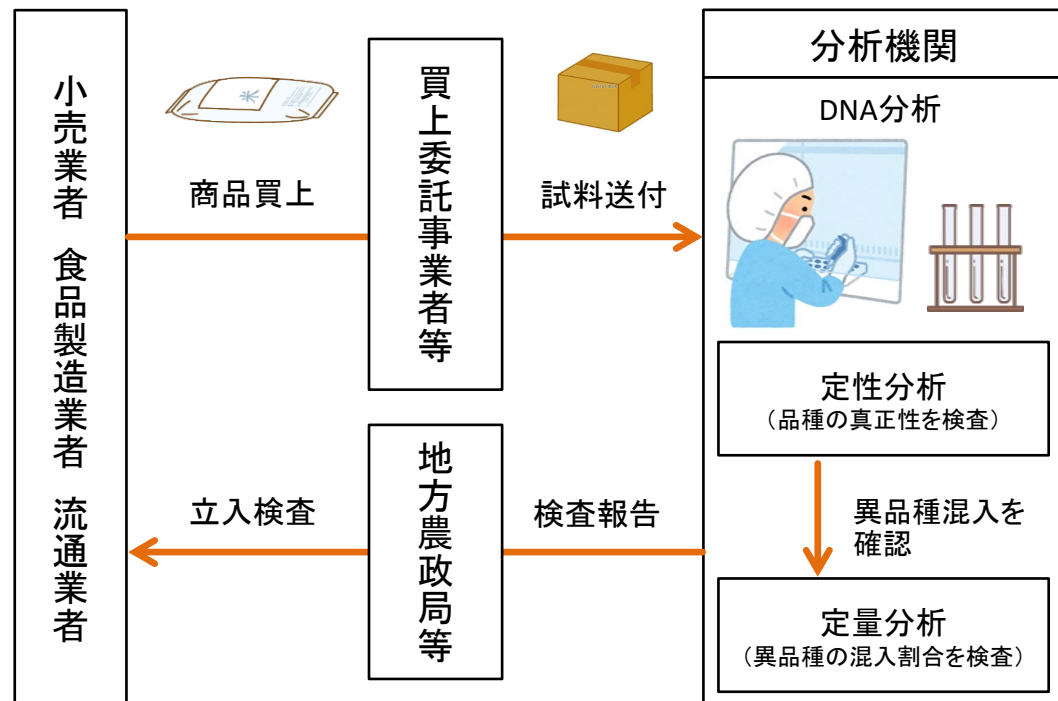
<事業内容>

小売店舗や食品製造業者及びインターネット等から買い上げた商品（米穀）の**科学的分析を行い、違反の可能性が高い商品をスクリーニング**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



DNA分析の結果が**品種の偽装以外に産地偽装の摘発**にも繋がる。
・コシヒカリBLなど種子の管理が徹底されているものに異品種が混入している場合、他産地の米が混入している可能性が高い。
・異品種の混入疑義が国内産地の偽装摘発の発端となったこともある。